

# Abeanary 通信

## ～トピックス～

1. 小規模宅地等の特例 -家なき子-
2. 税務カレンダー（2024年11月、12月の税務）
3. おすすめ書籍のご紹介



## 経営者の名言シリーズ

### 新しい世界を開拓し続けなければ、ボクは死んでしまう

ウォルト・ディズニー（ディズニー創業者）

※経営者100の言葉より引用

#### 小規模宅地等の特例 -家なき子-

記事提供元：ゆりかご倶楽部「税務会計トピックス」

相続で子に居宅を引き継ぐとき、子は既に別居して生計を別にしているが、持ち家ではない場合、居住用宅地について一定の要件を満たすことにより、小規模宅地等の特例を適用して土地の評価額を最大80%（土地面積330㎡まで）減額して相続税の負担を軽減することができます。一般に「家なき子特例」と呼ばれますが、子に限らず親族に適用することができます。

#### ◆被相続人の要件

- ①被相続人に配偶者がいないこと。
- ②相続開始の直前において被相続人と同居していた法定相続人がいないこと。

#### ◆取得者の要件

- ①被相続人の居住用宅地を相続又は遺贈により取得すること。
- ②居住制限納税義務者または非居住制限納税義務者のうち日本国籍を有しない者ではないこと。
- ③相続開始前3年以内に日本国内にある取得者、取得者の配偶者、取得者の三親等内の親族または取得者と特別の関係がある一定の法人が所有する家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く）に居住したことがないこと。
- ④相続開始時に、取得者が居住している家屋を相続開始前

のいずれの時点においても所有していたことがないこと。

⑤相続開始時から申告期限まで引き続きその宅地等を有していること。

#### ◆老人ホームに入居の場合

相続開始の直前に被相続人の居住の用に供されていなかった場合においても、相続開始の直前において要介護認定、要支援認定等を受けていたこと、老人福祉法等に規定する老人ホーム等に入居等をしていなかったこと、建物を事業の用に被相続人等以外の者の居住の用に供していないこと等の要件を満たすときは、入居等の直前まで被相続人の居住の用に供していた宅地等は特定居住用宅地等に該当し、先に掲げた要件を満たすときは特例の適用を受けることができます。

#### ◆孫に遺贈することもできる

「家なき子特例」は被相続人の親族に適用されますので、子に既に持ち家がある場合は持ち家のない孫に居宅を遺贈し、先に掲げた要件を満たすときは、特例の適用を受けることができます。なお、孫は相続人ではないので相続税は2割加算となります。孫世帯の生活設計と合致すれば居宅を承継させる有効な方法となるかもしれません。

## 2024年11月の税務

11月11日

●10月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

11月15日

●所得税の予定納税額の減額申請

12月2日

●所得税の予定納税額の納付（第2期分）

●特別農業所得者の所得税の予定納税額の納付

●9月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>

●3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●3月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の3月、6月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の8月、9月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（7月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

○個人事業税の納付（第2期分）（11月中において都道府県の条例で定める日）

## 2024年12月の税務

12月10日

●11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月～11月分）の納付

翌年1月6日

●10月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税>

●1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●4月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>（半期分）

●消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）<消費税・地方消費税>

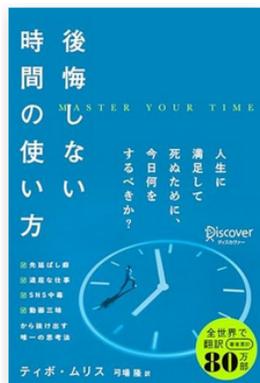
○給与所得者の保険料控除申告書・配偶者控除等申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出（本年最後の給与の支払を受ける日の前日）

○給与所得の年末調整（本年最後の給与の支払をするとき）

○固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付（12月中において市町村の条例で定める日）

## おすすめ書籍のご紹介

### 後悔しない時間の使い方



ジャンル	自己啓発・マインド	生産性・時間管理
著者	ティボ・ムリス	弓場隆（訳）
出版社	ディスカヴァー・トゥエンティワン	
出版日	2024年02月23日	
評点	総合 3.8 革新性 3.5	明瞭性 4.0 応用性 4.0

本書のテーマは、タイトルの通り「後悔しない時間の使い方」である。先延ばしを避けるための方法や時間への正しい認識の持ち方など、生産性を高めるための方法が紹介されているだけではない。本書の特徴は、そうした手法の紹介だけでなく、読み手にアクションを促す仕掛けが多いことだ。たとえば、過去に起きたネガティブな出来事にポジティブな意味を与えようとする箇所では、「その出来事から何を学んだか?」「それを成長に結びつけるにはどうすればいいか?」と問いかける。長期的なビジョンを明確にしようと呼びかける項目には、「本当に手に入れたいものは何か?」「すべてのことで成功するとしたら、5年後にはどうなっていたいか?」といった質問が並ぶ。自分の考えをまとめたり、自分に向き合ったりするためのエクササイズも随所に散りばめられており、本を読み進めながら自分なりのアクションに落とし込めるようになっている。

「やりたいことをする時間がない」「そもそも何をすべきなのかわからない」と悩む人は多い。だが、誰も人生を充実させたいという思いを持っているはずだ。時間を有効に使えていないと感じている人には本書を強くおすすめしたい。

◆◆◆詳細が気になった方は、「フライヤー」をご利用ください◆◆◆

書籍要約サービス「フライヤー」の詳細・お申込みはこちら



株式会社アビーナリーマネジメント  
税理士法人アビーナリーマネジメント  
株式会社アビーナリーネクスト



〒980-0811  
仙台市青葉区一番町1-9-1  
仙台トラストタワー7F  
TEL: 022-225-5090  
FAX: 022-225-5091